

第3回研究会における委員意見に対する見解及び対応方向について
(農業集落調査の代替案関係)

資料4-1

委員発言内容	見解及び対応
<p>(竹田委員) 農業集落調査に関する調査項目は、組織経営体にも同様に聞くという理解でよいか。</p>	<p>調査対象は、個人経営体と団体経営体（組織経営体等）の全ての農林業経営体とします。</p>
<p>(竹田委員) 組織経営体の場合には、その組織経営体が所在している農業集落のことについて聞くのか。</p>	<p>農業集落調査事項の把握対象は、当該農林業経営体が所在する農業集落での活動を対象とします。</p>
<p>(竹田委員) 組織経営体が組織として、色んな会合に参加している場合や、その経営体の経営主が集落の構成員として参加しているのかによっても回答が違ってくる。</p>	<p>誰がどの立場で出席しているのか、または出席したか出席していないかに関わらず、当該農林業経営体が所在する農業集落で行われている活動の状況について回答を求めることとします。 ※ 当初案では、農林業経営体が出席した寄合や地域活動の状況について回答を求めることとしていたが、出席の有無にかかわらず、認識しているすべての活動開催状況について回答を求めよう変更</p>
<p>(竹田委員) 地域資源の保全に関する調査項目が一つに括られているが、これだとデータが使いづらくなってしまうので考慮いただく必要がある。</p>	<p>委員の意見を踏まえて、調査項目は、従前の農業集落調査票の調査項目と同じ項目を把握することとします。</p>
<p>(橋口委員) 2020年農林業センサス時点で農業経営体がない農業集落が約2万集落あるが、これについても調査をする必要があるとなれば何か考えるところのことだが、誰に、どういう形で聞くのかという辺りを教えて欲しい。</p>	<p>農林業経営体が存在しない約2万の農業集落については、農林業経営体調査とは別に、「農林業経営体調査客体候補名簿」によって把握できる名簿情報に基づいて、自給的農家、土地持ち非農家、その他の世帯（耕地面積の所有が5a未満）がいる農業集落を調査対象とします。 この調査を実施することにより、調査体系としても「農業集落調査」は存続することとなります。</p>

<p>(橋口委員)</p> <p>あくまでも農業経営体の調査結果ということであれば、例えば農業経営体が1経営体しかない集落については調査結果を秘匿せざるをえないのではないか。</p>	<p>今回の修正案で、出席の有無にかかわらず、農業集落内で行われている地域活動の状況について把握することとしたことから、調査客体数に関わらず秘匿の問題は生じないと考えています。</p> <p>なお、経済センサス活動調査における秘匿処理の方法をみると、売上金額及び経理項目に限定されており、それ以外の調査項目については秘匿されずに公表されています。</p>
<p>(橋口委員)</p> <p>農業経営体が0の集落については、自給的農家に調査をする可能性があるとこのふうにおっしゃったんですけども、自給的農家も0ってところもあると思うが、その辺りも何とか追えるのか。それともやっぱりどっかでは全数調査ってということから断念せざるをえないのか。</p>	<p>農林業経営体が存在しない約2万の農業集落については、農林業経営体調査とは別に、「農林業経営体調査客体候補名簿」によって把握できる名簿情報に基づいて、自給的農家、土地持ち非農家、その他の世帯（耕地面積の所有が5a未満）がいる農業集落を調査対象とします。（再掲）</p> <p>これにより農業集落全体に占める対象集落の割合は97.9%（農林業経営体調査のみでは86.1%）となります。</p>
<p>(橋口委員)</p> <p>自給的農家がいる農業集落まで調査対象とすると90数パーセントだということですが、その残りのところが実際集落機能が本当にないようなところなのかも検討の材料ではないかと思う。</p>	<p>農業集落内に自給的農家が存在しない8,100集落のうち、3,184集落（約4割）については寄り合いが開催されていません。</p> <p>寄り合いが開催されている4,916集落（約6割）では、議題を見ると、農業に関する議題は15.6%、それ以外は環境美化、イベント、福祉・厚生などの議題となっています。</p>
<p>(橋口委員)</p> <p>これまで1人の調査対象者に聞いていたものを複数の調査対象者に聞くことになるので、むしろ品質が向上することだが、2人に聞くと異なる回答になることがある。そうすると例えば3人以上聞かないとその統計の品質が向上しないと思う。農業経営体数が3、あるいは自給的農家を含めても3、この辺りも含めてどのように調査するということになるのか。</p>	<p>自給的農家を対象に調査を実施する農業集落は、農業集落内の農林業経営体数が2経営体以下の農業集落とし、農林業経営体数と自給的農家の合計が3経営体（戸）になるまでの数について、経営耕地面積の大きい自給的農家等から調査対象を選定します。（資料4-2の1ページ参照）</p> <p>これによって、農林業経営体が減少しても一定の持続性が担保できるものと考えています。</p>

<p>(橋口委員)</p> <p>将来的には自給的農家を対象に調査する割合が増えて、農業経営体調査をベースとしつつも、それ以外に調査をかけるということであれば、これまでの農業集落調査と変わらないのではないか。</p>	<p>農林業が営まれている農業集落を効果的に把握する観点から、農林業経営体を調査対象とすることを基本としつつ、自給的農家等を調査対象とする調査を実施することとします。</p>
<p>(橋口委員)</p> <p>平地農業地域でも、かなりの集落において一定数の農業経営体がいっても割合でいくと 10%未満であったりするので、そういった農業集落が地域別あるいは農業地域類型区別にどのように分布しているのかをみておく必要がある。</p> <p>その上で、農林業経営体調査票で農業集落の状況を把握することができるというふうに検討する必要がある。</p>	<p>農業集落における「農林業経営体数」及び「自給的農家数」の「総世帯数」に占める割合は、都市的地域が 2.0%、平地農業地域が 13.7%、中間農業地域が 13.8%、山間農業地域が 16.8%となっています。</p> <p>2020 年センサスにおける精通者のうち、農林業経営体が 4 割、自給的農家が 3 割となっており、結果的に主として農家に農業集落での活動の状況を報告していただいたことになっています。</p> <p>このようなことから、農林業経営体及び自給的農家等を調査対象にしても、現行調査と同じように活動状況の把握ができると考えています。</p>
<p>(橋口委員)</p> <p>国会において総務省と農水省が相談する余地があるとの答弁があったので、そちらの方も完全になしということではなく、検討・協力の余地があるのであれば、引き続きご検討をお願いしたい。</p>	<p>総務省によれば、統計法上、地方自治体に集落精通者の情報提供依頼を行っていることについては、地方自治体に情報提供依頼に応じる義務が課されているものではなく、提供するかどうかは各地方自治体の判断に委ねられているものであるとのことであり、これを踏まえて代替案（修正案）を提示しているものです。</p>